居宅介護支援事業所　重要事項説明書

これは、「草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例」の規定に基づき、居宅介護支援に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記し、ご説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

1.提供するサービスについての相談窓口および営業日時

営業日	月曜日～金曜日　　（ただし年末年、祝祭日 12/29～1/3 を除く）
営業時間	午前９時 20 分から午後４時 30 分まで
連絡先	電話　０７７－５９６－５６４６　　FAX　０７７－５９６－５６４８
担当介護支援専門員	

2.ご利用者への居宅介護支援を担当する事業所

事業所名	介護相談となりぐみ
指定事業者番号	2570601837
所在地	滋賀県草津市上笠二丁目 18 番 16 号
管理者	辻本　裕美
サービス提供する通常の事業実施地域	草津市

3.事業所の職員体制【令和８年７月16日時点】

	人数	業務内容	備考
管理者	１名	業務の把握、従業者及び利用申込みに係る調整等その他の管理	常勤職員（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	３名	ケアプランの作成、相談、調整	常勤（管理者兼務）

4.居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	株式会社エーダンライフ
代表者氏名	代表取締役　松永　将孝
所在地	草津市新浜町 463 番地 19

5.事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者からの相談に対して、その心身の状況などに応じて利用者や家族の意向及び課題などを元に、居宅サービスを適切に利用できるように、サービスの種類や内容などの居宅サービス計画を作成するとともに、そのサービス提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整や便宜を行うことを目的としています。
運営方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に適切なサービス提供が行われるよう配慮し、必要な他機関とも連携しながら援助できるように努めます。

6.居宅介護支援の内容及び、利用料などの費用

［居宅介護支援の内容］

① 居宅サービス計画の作成及び、連絡調整	利用者及びその家族の環境や立場の理解と課題の把握をおこない、実情に見合ったサービスの提供が活用できるよう配慮します。そのために利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行うことなく、専門的な見地から居宅サービス計画の提案・作成を行います。尚、その際利用者及びその家族から、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置づけた理由等を求められた場合は、丁寧な説明を行います。また居宅サービス計画に沿ったサービス提供が行われる様サービス担当者会議を開催し、サービス提供事業所との連絡調整を行います。
② サービス実施状況の把握、評価	計画作成後も利用者宅を月に一度訪問を行う。若しくは利用者等の同意を得てテレビ電話等を活用したモニタリングを行います。その際も少なくとも２ヶ月に一度は居宅を直接訪問しモニタリングを行います。 また家族及びサービス提供事業所と継続的に連絡を取り、実施状況の把握と目標に沿ったサービス提供が効果的に提供されるように居宅サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、目標達成の状況について評価を行います。

③ 利用者状況の把握	作成した居宅サービス計画が利用者やその家族において実情に見合ったものであるか、適時把握を行います。
④ 給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提供します。
⑤ 要介護（支援）認定申請に対する協力、援助	要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が、円滑に行われるよう必要な協力を行います。また、利用者が希望する場合は要介護認定の申請を利用者に代わって行います。
⑥ 相談業務	介護保険や介護に関すること等の相談をお受けいたします。

[利用料]

上記の①～⑥の［居宅介護支援の内容］は、居宅介護支援の一連の業務として、介護保険の対象となるものです。法定代理受領の適用となる場合には、利用料を支払う必要はありません。(全額が介護保険より負担されます)ただし、法定代理受領の適用とならない場合は介護報酬の告示上の額(※)の支払いが必要です。

１ヶ月あたりの料金　[2024.4.1 改定]草津市地域区分　５級地 10.70 円/単位で計算しています。	
○居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)　要介護１・２	11,620 円　要介護３・４・５　15,098 円
○居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ)　要介護１・２	5,639 円　要介護３・４・５　7,308 円
○特定事業所加算（Ⅲ）　3,456 円	
＜加算＞	
○初回加算　（新規・認定区分二段階以上の変更認定を受けた場合）	3,210 円
○入院時情報連携加算（入院時に病院等との連携を行った場合）	
（Ⅰ）入院した当日に情報提供（提供方法は問わない）	2,675 円
（Ⅱ）入院した翌日又は翌々日に情報提供（提供方法は問わない）	2,140 円
＊（Ⅰ）（Ⅱ）の同時算定不可	
＊（Ⅰ）の算定について、営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	
＊（Ⅱ）の算定について、営業時間が終了後に入院した場合であって、入院日から起算して３日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	
○通院時情報連携加算	535 円
＊月に１回を限度とし、医師の診察を受ける際に同席し、心身の状況などの情報提供を行い、医師から必要な情報を受けた際に算定	
○退院・退所加算　（退院退所時に病院等との連携・計画作成、調整を行った場合）	
（Ⅰ）連携１回	
イ　カンファレンス参加なし	4,815 円
ロ　カンファレンス参加あり	6,420 円
（Ⅱ）連携２回	
イ　カンファレンス参加なし	6,420 円
ロ　カンファレンス参加あり	8,025 円
（Ⅲ）連携３回以上(うち１回以上はカンファレンスに参加する事)	9,630 円
○緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140 円
（病院等の要請にて病院職員と共に自宅へ訪問や会議をもち、計画作成や調整を行なった場合。）	

※当事業所は、質の高いケアマネジメントを提供するための一定の基準（24 時間連絡体制、研修体制の整備、人員配置等）を満たしているため、特定事業所Ⅲを算定しております。

※「法定代理受領の適用とならない場合」とは、利用者に保険料の滞納があった場合にとられる保険給付の一部または全額の支払いが、止められるなどの措置があった場合や、介護保険の認定を受ける前に居宅介護支援の提供を受ける場合です。

（申請中などで後に日をさかのぼって認定された場合、償還払いの申請に際しては当事務所より、『指定居宅介護支援提供証明書』を発行いたします。当該保険者の窓口に提出しますと、給付対象額が払い戻されます。払い戻し額は保険者窓口にてご確認ください）

7.法定代理受領とならない利用料・交通費・複写物交付費の請求、及び支払方法

請求	ア、法定代理受領の適用とならない場合、支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。請求書は、利用明細を添えて利用のあった翌月の１０日までに利用者宛にお送りします。 イ、通常の事業の実施地域以外で業務提供を行う際にかかる交通費は、その提供を実施した日ごとに毎回請求します。（通常の事業の実施地域を越えた場所から訪問先までの走行距離 1km あたり５０円、有料道路通行料は別途いただきます。）

	ウ、作成したサービス実施等の記録の複写物の交付を受ける場合は、１枚あたり１０円の実費を、提供したごとに請求いたします。
支払い	下記の方法によりお支払いください。支払いを確認しましたら必ず領収書をお渡しするか、送付しますので、必ず保管をお願いいたします。(領収証の再発行はいたしません)。 ア、請求月の月末までに、直接事業所に持参いただくか、介護支援専門員の訪問時にお支払いください。 イ、請求のあった交通費は提供を実施した日ごとに、訪問が終了するまでに訪問した介護支援専門員にお支払いください。 ウ、請求のあった複写物の交付を実施した日ごとに、提供したその場でお支払いください。

※なお、利用料及び交通費などの支払いについて、支払期日（交通費の場合は提供実施日）から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払い督促から１４日以内にお支払いが無い場合には、契約を解除した上で、未支払い分をお支払いいただくことになります。

8.利用者の居宅への訪問の頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者居宅に訪問し利用者に会う頻度の目安は一ヶ月に一回とします。ただし、それ以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務遂行に不可欠と認められる場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

9.介護支援専門員の変更

介護支援専門員の変更希望については、当事業所管理者へご相談下さい。

10.安全確保のための録音・動画等の実施

・事業者は、ハラスメント行為の未然防止、発生時の正確な事実確認および職員の安全配慮義務の履行を目的として、面談時または電話対応時においてボイスレコーダー、カメラによる録音、録画を必要に応じて行うことができるものとし、利用者等はあらかじめこれに同意するものとします。

・前項に基づき取得した録音等のデータは厳重に管理し、ハラスメント対策、苦情解決または行政機関、警察等への証拠提出等の正当な目的以外には一切使用しません。

11.秘密の保持と個人情報について

利用者及びその家族に関する秘密の保持	事業者及び事業者の使用する者はサービス提供をするうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由無く第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などで、利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

12.事故及び損害賠償発生時の対応と賠償責任

事業者及び従業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

13.相談・苦情対応窓口について

事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの相談・苦情人権擁護・虐待防止に対して、窓口及び責任者を設置して対応するものとします。

(1)当事業所の窓口

［事業者の窓口］ 介護相談となりぐみ	〒525-0028　滋賀県草津市上笠二丁目 18 番 16 号 電話　077－596－5646　FAX　077－596－5648 担当：辻本　裕美　受付：午前９時 20 分～午後４時 30 分

(2)その他の窓口

［市町村の窓口］ 草津市 健康福祉部介護保険課	〒525-8588　草津市草津３丁目１３番３０号 電話　077-561-2369　　FAX　077-561-2480
［公的団体の窓口］ 滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課	〒520－0043 大津市中央４丁目５番９号　　（滋賀国保会館） 電話　077－522－0065　　FAX　077－510－6606
［公的団体の窓口］ 滋賀県運営適正化委員会	〒525－0072 草津市笠山７丁目 8-138（滋賀県長寿社会福祉センター内） 電話　077－567－4107　　FAX　077－561－3061

14.人権擁護・虐待防止に関する事項

1　事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図る。

②　虐待の防止のための指針を整備する。

③　従業者に対する人権擁護・虐待防止のための研修を定期的に実施する。

④　前３号の措置を適切に実施するための担当者を置く。　担当者：辻本裕美

2　事業者は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報します。

15.非常災害時等の体制

事業者は、非常災害などの発生の際にその事業を継続することができるよう、他の指定居宅介護事業所と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

16.暴力団等の排除

1　法人の役員及び事業所の管理者その他従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2　事業者はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

17.第三者評価の実施状況について

第三者評価は受けておりません。

令和　　年　　月　　日

上記内容について『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）』第４条の規定に基づき、説明を行いました。

上記内容の説明を、事業者から確かに受け、その内容に同意の上、交付を受けました。

事業者	所在地	草津市新浜町 463 番地 19
	事業者名	株式会社エーダンライフ
	代表者名	代表取締役　松永　将孝
	事業所名	介護相談となりぐみ
	説明者氏名	

本　人	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	（続柄　　）